

令和7年度 第3回 飯塚市こども審議会 次第

日 時 令和8年3月27日（金）13時30分
場 所 飯塚市役所本庁7階 第1・2委員会室

- 1 資料確認・出席者数報告
- 2 報告事項
 - (1) 飯塚市のこども政策の全体像について
 - (2) 令和8年度子育て支援を推進するための3つのアプローチについて
 - (3) おむつの定額制サービス（おむつサブスク）の導入について
- 3 議 事
 - (1) 飯塚市乳児等通園支援事業について
 - (2) 令和8年度飯塚市こども審議会専門部会の設置について
- 4 その他
 - 次年度の予定について

飯塚市のこども政策の全体像

資料1-1



少子化対策		こども・子育て施策	
出生率の維持 R5 : 1.46 → R6 : 1.46 出生数の減少 R5 : 813人 → R6 : 782人 婚姻数の減少 R4 : 507組 → R5 : 494組		不登校児童生徒数の減少 R5年度末 : 556人 → R6年度末 : 527人 ※虐待に関する状況の報告書 児童虐待相談件数の減少 R5年度 : 3,297件 → R6年度 : 2,763件 ※虐待に関する状況の報告書 収入が低い世帯の子育てに関する相談で頼れる人がいる割合 R6 : 84.6% ※こども計画	
ライフプランの 多様化 結婚観等の 変化	若い世代の 所得水準 雇用状況 (非正規)	子育ての経済的・精神的・身体的な負担	
		子育て世帯の就労状況の変化 (共働き・慢性的時間不足) 子育てに対する寛容性の不足 (子育てが楽しめない雰囲気) 子育て世帯の厳しい生活環境 (保育料・住環境・奨学金返済)	孤独な子育て・支援者の不足 こどもの居場所・相談相手の不足 特別な支援が必要なこどもへの支援不足
若い世代の将来設計 選択肢の最大化 ○婚活支援(JUNOALL) ○プレコンセプションケア 出前講座(R8～)		子育て支援を推進するための3つのアプローチ ○第2子以降の保育料完全無償化(R6～)・養育費保証促進・新生児聴覚検査(R7～) ○プレコンセプションケア推進事業(R8～)・ファミリーサポートセンター病児緊急対応強化(R6～) 公立おむつサブスク事業(R8～)・こども若者プラザの開設 (R8～)・こどもの居場所づくり推進(R7～) 乳幼児等通園支援(R7～)・【拡充】R8～)・保育施設整備補助・公立保育施設整備(R8～) 陣痛タクシー(R6～)・産前産後生活支援・カンガルーケア ○こども審議会の機能強化(R7～)・子育て支援のための特別休暇の取得促進(R7～) こども未来部の設置(R6～)	
まち・ひと・しごと創生総合戦略 における効果検証 【評価指標】 年少人口・出生数・待機児童数 本市で今後も子育てしたい割合		飯塚市こども計画における効果検証 【評価指標】 各事業における事務事業評価シートで設定した成果指標(KPI)	

目標 2060(令和42年)に人口10万人の実現 ～人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住み続けたいまち～

①経済的な支援

【独自事業】第2子以降の保育料完全無償化

生計を同一にしている子どものうち、第1子の年齢制限を設けずに、市内在住の0～2歳児までの第2子以降の保育料の完全無償化を実施
→共働き世帯、多子世帯の経済的支援を促進

【独自事業】養育費保証促進事業

養育費の債務名義化と履行確保を図り、手続き等に関する費用や債務保証料等に対する補助を実施
→ひとり親家庭の経済的自立を促進

③こども施策の推進・事業所としての取組

こども審議会の機能強化

こども施策に関する審議・検討を行うこども審議会の機能を強化し、各種課題への対応を審議する専門部会を設置
→通常の審議会委員に加え、必要に応じて専門家を招聘することで課題解決に向けた機能を強化

子育て参加促進に向けた特別休暇の取得促進

「子(子の妻)」の出産や「孫の看護(世話)」まで拡充した職員の特別休暇の取得を推進
→地域でこどもを育てる職場風土を嘉飯圏域全体に広げる動きをリード

②精神的・身体的な支援

【独自事業】プレコンセプションケア推進事業

男女を問わず若い世代のうちからライフプランを考える機会を提供し、家庭を持つための経済的知識や本人の希望に沿った妊娠・出産のための身体的知識を得られる講座の実施や検査が受けられる体制整備を検討
→若者のライフプラン確立支援と希望するこどもを持つための適切な準備を促進

【独自事業】ファミリーサポートセンター事業

ボランティアによる預かり(ファミリーサポートセンター)事業を病児・病後児・緊急時にも対応できるよう体制の強化を実施
→社会全体で子育てを支えるネットワークづくりと共働き世帯支援の推進

【独自事業】おむつのサブスク事業

公立保育施設を利用する保護者や保育現場の負担軽減を図るために、定額でおむつ等が使い放題になる「おむつのサブスク事業」を実施
→保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境整備を推進

【独自事業】こども・若者プラザいづかの開設

中心市街地に立地する i-town 内にこども・若者の支援機関(飯塚少年相談センター・教育支援センター等)を集約し、支援体制を強化するとともに若者が滞在できる居場所の提供を実施
→若者支援の機能強化と若者の居場所づくりの推進

【独自事業】こどもの居場所づくり推進事業

飯塚市社会福祉協議会・NPO法人いるかとの連携により、こども食堂の運営支援・寄附食材等の物流拠点の整備を実施
→社会全体でこどもの居場所づくりを推進するネットワーク構築と支援の仕組みづくりの推進

子育て支援を推進するための3つのアプローチ

①経済的な支援

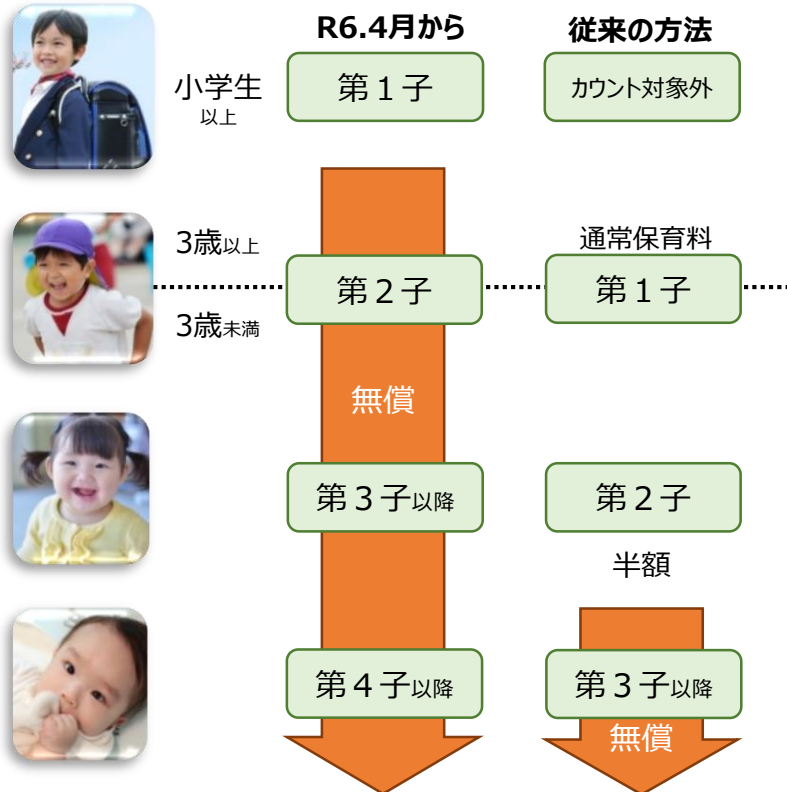
【独自事業】第2子以降の保育料完全無償化

生計が同一の子どものうち、第1子の年齢制限を設けずに、市内在住の0～2歳児までの第2子以降の保育料の完全無償化を実施

※同時利用やきょうだいの年齢に関わらず、生計が同一の子どものうち最年長者を第1子、その下の子を第2子としてカウント

きょうだい児のカウント方法と保育料無償化対象のイメージ

※保護者と子どもが市内に居住している場合が対象となる



無償化による影響額（予算ベース）

	令和7年度		令和8年度	
	対象件数	影響額	対象件数	影響額
保育所	4,949件	1億1,289万円	5,084件	1億2,792万円
認定こども園	2,891件	6,968万円	3,115件	7,704万円
認可外等	1,391件	4,505万円	735件	2,476万円
合計	9,231件	2億2,762万円	8,934件	2億2,972万円



**共働き世帯、多子世帯の
経済的支援を促進**



子育て支援を推進するための3つのアプローチ

①経済的な支援

【独自事業】養育費保証促進事業

ひとり親家庭の経済的な自立を支援するために、養育費の債務名義化と履行確保を図ることを目的として、手続き等に関する費用の助成を実施
令和2年度から養育費保証費用の助成を開始し、令和4年度から公正証書作成費用についても対象を拡充して費用の助成を実施

(1)公正証書などの作成を支援

離婚後の養育費未払いの問題等により、ひとり親家庭の経済的な自立が妨げられる問題を解消するために、養育費に関する取り決めをきちんと取り交わすことが重要であるが、作成していないケースが多い。
費用の問題で作成を躊躇することも考えられることから、公正証書等を作成する際の必要経費（公証人手数料、収入印紙代戸籍謄本等の添付書類取得費用、郵便切手代）の全額を助成

助成額：上限 **4万3千円**（1人1回限り）



(2)養育費保証契約の締結を支援

養育費の取り決めを行ったにも関わらず、養育費未払いが発生した場合にも、支払いと取り立てについて保証会社が実施する養育費保証契約を締結する場合に、必要な経費のうち、保証料として本人が負担する費用を助成

助成額：上限 **5万円**（1人1回限り）



【他自治体の実施状況（令和6年2月現在）～保証サービス会社調～】

9県 104市区町村で実施 うち 県内は4市で実施（福岡県・福岡市・北九州市・久留米市・飯塚市）

ひとり親家庭の 経済的自立を促進

	令和4年度 (決算)		令和5年度 (決算)		令和6年度 (決算)		令和7年度 (予算)		令和8年度 (予算)	
公正証書補助	8件	16万4千円	20件	43万3千円	21件	44万4千円	36件	79万2千円	24件	48万円
養育費保証補助	0件	0万円	1件	5万円	0件	0万円	2件	10万円	2件	10万円
合計	8件	16万4千円	21件	48万3千円	21件	44万4千円	38件	89万2千円	26件	58万円

【独自事業】プレコンセプションケア推進事業

(1) ライフプランを考える機会の提供

市内の大学生等を中心とした若い世代を対象として、民間事業者等と連携したマネー講座や福岡県プレコンセプションケアセンター(福岡県助産師会)と連携したプレコンセプションケア講座を実施し、家庭を持つための経済的知識や希望出生率の実現のための身体的知識を得るための出前講座を実施

(2) 妊娠に対する備えとして検査できる体制整備の検討

先進自治体においては、卵巣が卵子をどれくらい排卵する能力があるのかを推測することができる血液検査(AMH検査:抗ミュラー管ホルモン検査)が気軽にできる体制を整備している事例もあり、本人の希望に沿った妊娠・出産のために自分のからだの状態を知る機会の提供についても検討を進める。

若者のライフプラン確立支援と 希望するこどもを持つための 適切な準備を促進



AMH (抗ミュラー管ホルモン) 検査 について

血液中のホルモン検査の一種で、卵巣が卵子をどれくらい排卵する能力があるのかを推測する検査。

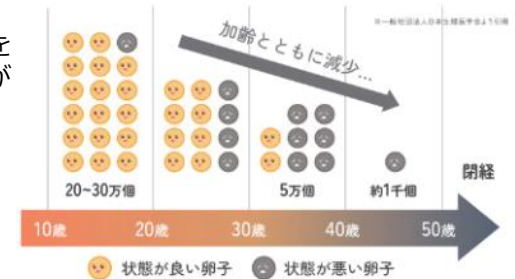
女性の月経周期による変動がないので、いつでも検査ができることや、採血検査なので、手軽に検査ができることがメリット。

検査数値を活用することで、妊娠・出産の可能性を把握しやすくなり、不妊治療の方針を検討する際の判断材料にもなる。

また、この数値が0に近い場合は、「早期卵巣不全」、逆に高い場合は、「多嚢胞性卵巣症候群」などの病気が考えられるため、早期治療を行うことができる。

ただし、残っている卵子の数を推測する指標のため、卵子の質が推測できるわけではない。

卵子の質は、年齢が若いほど良いと考えられる。



不妊治療を進める上で、卵巣の状態は妊娠率に大きく関わってくるため、不妊治療を開始する際に、AMH検査は必要な検査として実施されている。

妊娠に対する備えとして、AMH検査数値を把握することは、希望出生率の実現、ライフプランを考える一助となることから、プレコンセプションケアを推進する取組の一つとして注目されている検査である。

検査費用は、5,000円~9,000円と幅があり、不妊治療の一環で行う場合は、保険適用になるケースもある。

子育て支援を推進するための3つのアプローチ

②精神的・身体的な支援

【独自事業】ファミリーサポートセンター事業

(1)ファミリーサポートセンター事業（基本型）

アドバイザーがコーディネートを行い、子育てのお手伝いをして欲しい「おねがい会員」とお手伝いをしたい「まかせて会員」が有償で助け合う仕組みを実施している。「まかせて会員」は、国が示すカリキュラムを受講し、「おねがい会員」とのマッチングにより支援を行う。

支援を受ける会員

229人（おねがい会員） + **31人**（どっちも会員） = **260人**

支援をする会員

132人（まかせて会員） + **31人**（どっちも会員） = **163人**

対象となるこども：生後6か月から小学6年生まで

1時間当たりの料金： **500円**（9～19時）

800円（7～9時・19～20時）

※交通費（ガソリン代等）は別途加算

(2)病児・緊急対応強化型

基本型と同様の仕組みを用いて、病児や緊急時の対応を行う。

「まかせて会員」は、追加カリキュラムの受講が必要となる。

対象となるこども：生後6か月から小学6年生まで

1時間当たりの料金： **700円**（9～19時）

1,000円（7～9時・19～20時）



社会全体で子育てを支える
ネットワークづくりと共働き世帯支援の推進

※令和6年度の支援実施数は、病児・緊急対応型を含む

	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)
会員登録数	392人	420人
支援実施数(年間延べ)	352回	351回

子育て支援を推進するための3つのアプローチ

②精神的・身体的な支援

【独自事業】おむつのサブスク事業

公立保育施設で利用しているおむつは、保護者が記名をしたおむつを持参して利用しているが、在庫管理の手間や登園時の荷物が増えるなど、保護者・保育従事者双方の負担になっている。

保護者と保育従事者双方の負担軽減を図るため、月々定額でおむつ・おしりふきの利用が使い放題になるおむつのサブスク事業を実施する。

①実施施設：公立保育所・認定こども園 5施設

②事業期間：令和8～10年度（必要に応じて更新）

③対象園児：0歳～2歳児クラスに在籍する園児

その他希望する園児

④利用料金：月額 2,290円

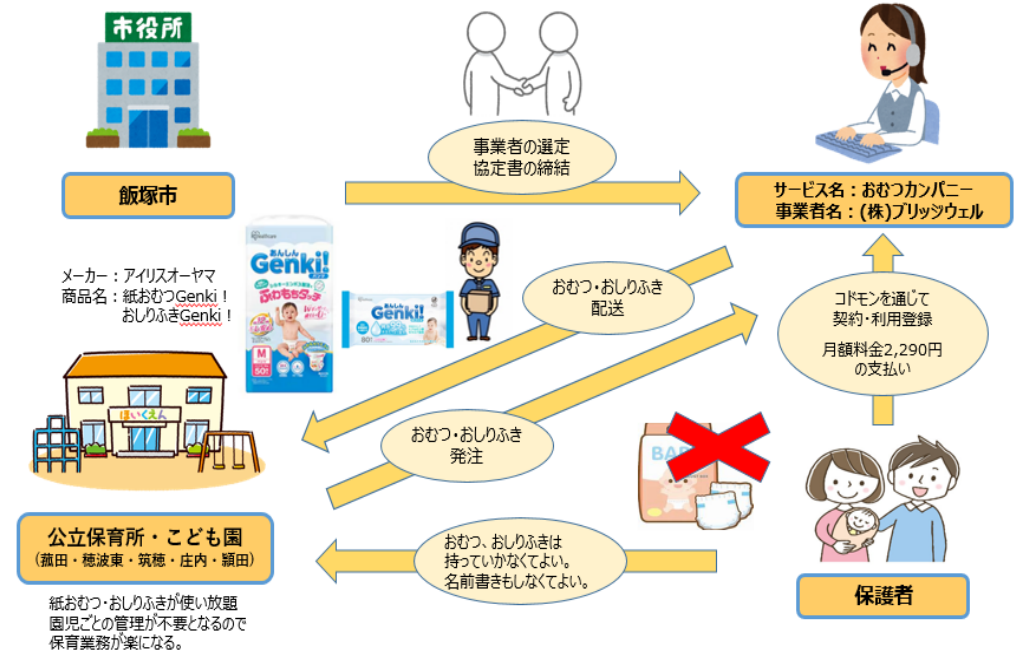
（2歳の誕生日から 1,480円）

⑤その他：おむつ・おしりふきが定額で使い放題

災害時に施設がストックしているおむつ・おしりふきを

避難所等で活用することも検討

おむつの定額制サービス（おむつサブスク）のイメージ図



**保護者の負担を軽減し、
子育てしやすい環境整備を推進**

子育て支援を推進するための3つのアプローチ

②精神的・身体的な支援

【独自事業】こども・若者プラザいづかの開設

飯塚バスセンター横の中心市街地に立地する i-town 内に、こども・若者支援機関である「飯塚少年相談センター」・「教育支援センター：旧適応指導教室(増設)」・「若者就職支援センター(県既存施設)」を集約し、若者支援の拠点として「こども・若者プラザいづか」を開設

飯塚少年相談センター（移転）

- ・ 非行防止、青少年健全活動(少年補導・少年相談)
- ・ 飯塚警察署及び少年補導員、飯塚少年サポートセンターとの連携



教育支援センター（増設）

- ・ 教育相談
- ・ 不登校児童や生徒を対象とした学習指導



こども・若者プラザいづか

県施設（既存）との連携

- 【若者就職支援センター】（県運営 プラザ内に設置）
- ・ キャリアコンサルタントによる就職相談
- 【飯塚学習支援センター】（県運営 隣接施設）
- ・ 高校生向けの学習支援

新しい機能の追加

- ・ ヤングケアラーの相談受付と家事支援ヘルパー派遣事業
- ・ こども、若者の居場所として学習や滞在スペース運営の実施
- ・ まちの保健室(民間団体)との連携によるこころとからだに関する相談事業

**若者支援の機能強化と
若者の居場所づくりの推進**

子育て支援を推進するための3つのアプローチ

②精神的・身体的な支援

【独自事業】 こどもの居場所づくり推進事業

(1)こども食堂運営に関するコーディネート

アドバイザーがコーディネートを行い、こども食堂の立ち上げから運営に関する相談まで支援を行う。

(2)こどもの居場所づくり支援助成金による支援

飯塚市社会福祉協議会が個人や民間企業からの寄附を財源として助成金を交付する制度を新設し、こどもの居場所づくりを行う団体の活動を助成する。

(3)寄贈・支援物資の物流拠点の設置と運営

個人や民間企業から寄贈される物資や国等からの支援物資を保管する倉庫を設置し、物流拠点として運営を行うことで、こどもの居場所づくり活動等で必要となる物資を団体へ流通させる仕組みを構築する。

(4)国や民間企業が実施する補助事業による支援

国や民間企業が実施する補助事業を活用し、市内のこどもの居場所づくり活動等を行う団体を支援する。



**社会全体でこどもの居場所づくりを推進する
ネットワーク構築と支援の仕組みづくりの推進**

子育て支援を推進するための3つのアプローチ

③こども施策の推進・事業所としての取組

こども審議会の機能強化

こども施策に関する審議・検討を行うこども審議会において、定例の会議だけでなく、各種課題への対応を審議する専門部会を設置し、機能を強化

【設置している専門部会(予定を含む)】

①公立保育所における医療的ケア児受入の検討

医療的ケアが必要な児童から補遺億の申込があった場合、提出書類及び体験保育の結果を踏まえ、受入の可能性を検討する

②公立保育施設の外部評価

公立保育施設を訪問し、保育状況の見学・施設長との面談を行い、評価基準表に基づく評価と施設長への総評の通知等を行う

③苦情解決のための第三者委員会

保護者から公立保育施設に対して苦情申し立てが出された際に、聞き取り等により解決を図る

④子育て支援センター業務事業者選定

子育て支援の拠点となる子育て支援センター運営業務の委託事業者をプロポーザル方式により選定

⑤こども審議会委員から提案されたテーマ



通常の審議会委員に加え、
必要に応じて専門家を招聘することで
課題解決に向けた機能を強化

【独自事業】子育て参加促進に向けた 特別休暇の取得促進

定年延長等で現役で働く高齢者が増えるなかで、子育てを支援するために、子育て世代だけでなく、その親の世代も子育てに積極的に関わって、里帰り出産などの支援ができるよう、職員の特別休暇の適用範囲拡充を令和7年度から実施しており、その取得を促進する。

①対象者 子もしくは子の妻が出産をする職員
中学校就学前までの孫を養育する職員

②取得事由 子もしくは子の妻の出産 **3日以内**
孫の看護 **5日以内**



【他の自治体や民間企業の状況】

実施自治体	宮城県・神奈川県 千葉市・浜松市・広島市・北九州市・岡山市 福島県郡山市・長野県諏訪市・岐阜県大垣市 愛知県一宮市・三重県桑名市・佐賀県武雄市 など
実施民間企業	第一生命・江崎グリコ・リンガーハット・九州電力 TOTO・佐賀銀行・肥後銀行・おきなわFG など

地域でこどもを育てる職場風土を
嘉飯圏域全体に広げる動きをリード

現状と課題

【保護者】

- ・登園時におむつを持参
→おむつの記名
増える荷物



【保育施設】

- ・保護者から預かり
→園児ごとに管理
持参忘れの対応

導入のメリット

【保護者】

- ・おむつの記名が無くなる。
- ・おむつの在庫を気にしなくて済む。
- ・定額で使い放題

【保育施設】

- ・サイズ在庫管理のみ
- ・園児ごとの管理が不要
- ・持参忘れの対応が不要

保護者と保育施設において、おむつに費やしていた手間や負担が軽減され、こどもと向き合う時間が増える。

ニーズ調査結果(公立のみ抜粋)

- ・令和7年5月に実施(回答数150人)
- ・月2,500円程度でおむつのサブスクを利用したいと思うか？

思う
61.3%

- ・毎日の準備が楽
- ・名前書きが面倒
- ・忘れる心配がない
- ・料金が安い

- ・それほど楽にならない
- ・名前書きは面倒ではない
- ・料金が安い

思わない
38.7%

対象園児数の見込み

3歳でおむつが外れると想定し、0歳～2歳を対象とする。

0歳児：33人 1歳児：94人 2歳児 109人

合計 236人 ※園児数は令和7年7月現在

スケジュール

【事業者選定】

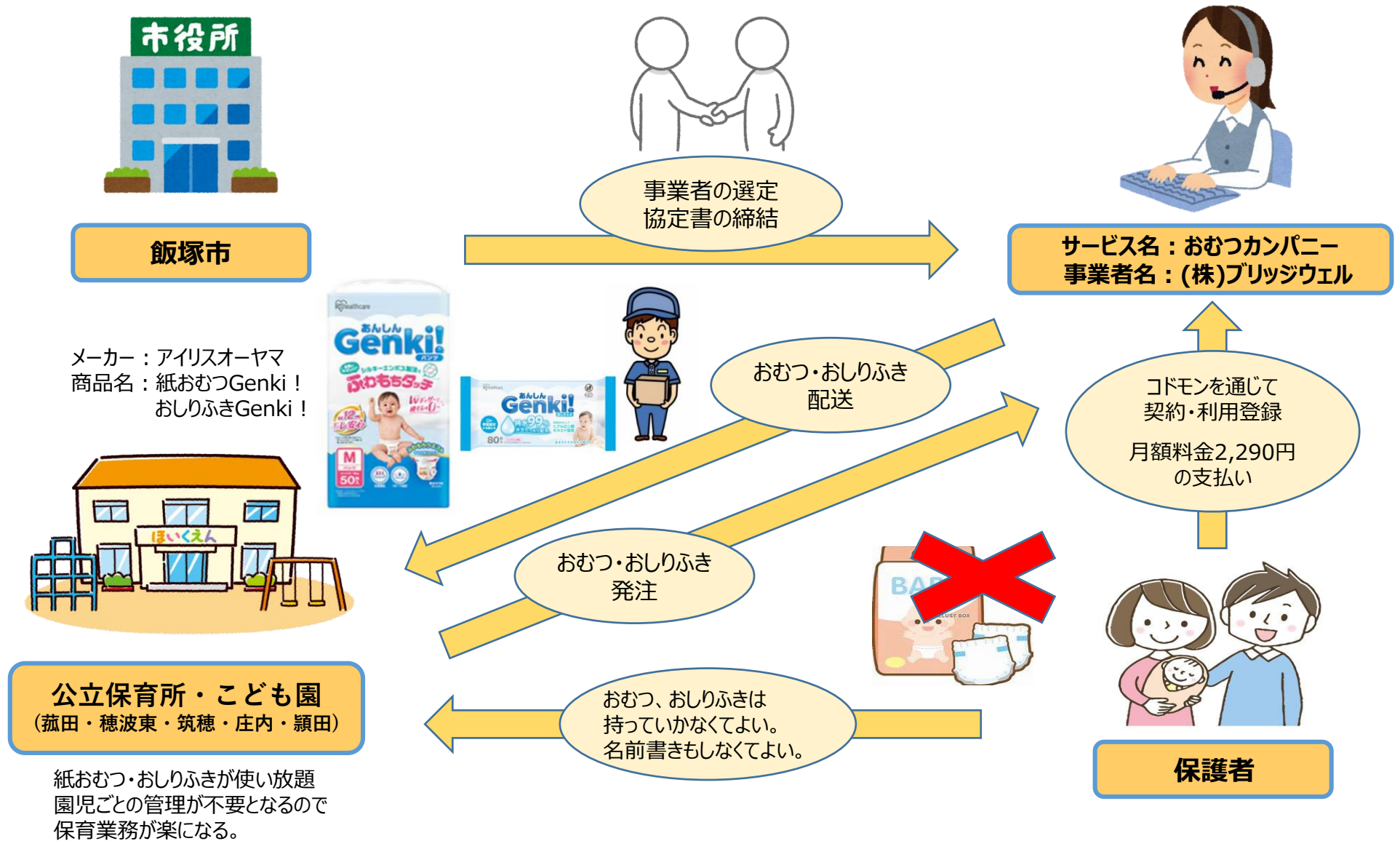
- ・令和7年9月
こども審議会において専門部会を発足
- ・令和7年12月
プロポーザル方式で事業者を(株)ブリッジウェルに決定し、協定を締結

【利用開始までの流れ】

- ・令和8年1月
決定事業者による関係機関への説明会
- ・令和8年2月～3月
実証実験（無償提供）の実施
- ・令和8年4月
正式導入

**保育料第2子以降完全無償化に続く
本市の子育て支援施策の目玉事業**

おむつの定額制サービス（おむつサブスク）のイメージ図



「公印省略」

7 飯こ保第 1374 号

令和 8 年 1 月 20 日

保護者の皆様

飯塚市こども未来部保育課長 宮本 敏行

紙おむつ等定額利用サービス導入にかかる無料お試しのご案内

新緑の候 日頃より本市の保育行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、保護者の皆様の利便性の向上と、保育士の負担軽減を目的に、紙おむつのサブスクサービスについて導入を予定しております。

つきましては、下記のとおり2か月間の無料お試し期間(実証実験期間)を設定しますので、ぜひサービスをご活用いただき、利用した際のご感想など、皆様の率直なお声をお聞かせくださいますよう、ご協力のほどよろしく願いいたします。

記

1 おむつ等定額利用サービスの概要

本サービスは、保育施設で使用する紙おむつ及びおしり拭きを、月額定額で利用できるサービスです。

サービス利用者分のおむつ及びおしり拭きは、保育施設にて用意するため、

- ご家庭からのおむつの持ち込み
- おむつへの記名

が不要となります。

2 無料お試し期間

令和 8 年 2 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日 ※期間中は、**利用料金は発生しません。**

3 サービス内容

紙おむつ及びおしり拭き(商品名:Genki! アイリスオーヤマ製)の提供
サービスの名称:おむつカンパニー(事業者:株式会社ブリッジ jewels)

4 無料お試し期間終了後の利用について

- (1) 本サービスは**保護者の選択制**であり、利用を強制するものではありません。
- (2) 無料お試し期間終了後、継続利用を希望される方は、**保護者ご自身で令和 8 年 3 月頃にお申込み手続きを行っていただく**予定です。

(3) **無料お試し期間終了後、自動的に有料契約へ移行することはありません。**

(4) 正式導入後の利用料金は、

月額 2,290 円(税込)※2歳児クラスのお誕生月から月額 1,480 円(税込)に変更

※支払方法はクレジットカード・口座振替等です。詳細は改めてご案内いたします。

※現在ご利用のおむつと同サイズの見本を 1 部お渡しますので、サイズを確認の上、利用サイズをコドモンのアンケートにて園に **1 月 28 日(水)まで**にお知らせください。

<問合せ>

飯塚市こども未来部保育課 梅田

TEL 0948-96-8214 (直通)

FAX 0948-21-9508

E-Mail:hoiku@city.iizuka.lg.jp

(保育課代表アドレス)

こども 誰でも 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

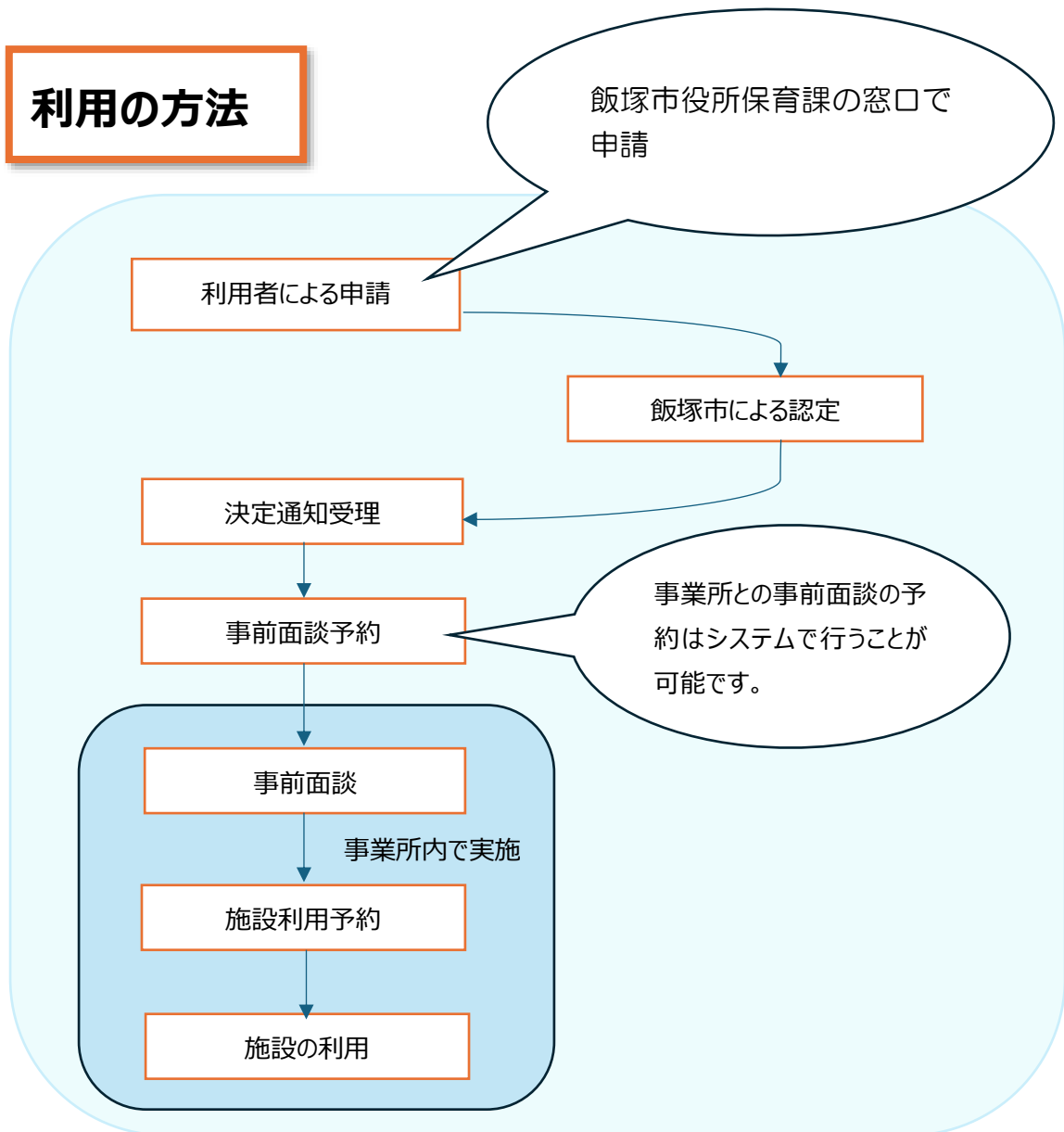
利用方法

- ・ 月 10 時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



利用の方法



利用料金

- こども一人あたり1時間300円程度（施設により異なります。）
※給食代やおやつ代などの実費が別途必要となる場合があります。
詳しくは、施設へお問い合わせください。
※生活保護など、利用料が減免される場合があります。
利用料の減免を希望する場合は、申請が必要です。

制度に関する問い合わせ先
飯塚市役所保育課
電話：0948-22-5548（直通）

実施施設

※R8年度の実施施設については予定です。

施設名	住所	電話番号	曜日・時間
幸袋こども園	中513-5	22-0095	火～金曜日 9:30～15:00
桜ヶ丘幼稚園	菰田東2-4-50	22-6532	火、水曜日 9:00～12:00
枝国保育園	枝国 515-40	22-1709	月～金曜日 8:30～11:30、12:30～16:30
ひばり保育園	小正 45-1	24-4647	月～土曜日 9:00～16:00
潤野こども園	潤野 35-6	25-5558	月～金曜日 9:00～17:00
横田こども園	横田 351-1	22-1329	月～金曜日 9:00～17:00
いぎすれんげ幼稚園	伊岐須 677-3	28-8177	月～金曜日 10:00～12:00
あじさいこども園	横田 644-4	25-0151	月～金曜日 9:00～15:00
鯉田こども園	鯉田 1363	22-1155	月～金曜日 9:00～15:00
菰田保育所 (公立)	堀池 15-9	22-0865	火、水、木曜日 9:30～11:30

「保育提供体制の確保のための実施計画」による財政支援について

こども家庭庁からの通知において、令和7年度以降の待機児童対策については、全国的な認可保育所等の整備目標の設定は行わず、引き続き地域の課題に応じたきめ細やかな対策をしていくこととなっています。また、今後は人口減少が進む中での保育機能の確保・強化にも対応していくため、地域によっては統廃合や規模の縮小、保育施設の多機能化等について進めていくことも必要となります。

飯塚市としては、「保育提供体制の確保のための実施計画」を作成し、保育需要と提供体制の「見える化」を図るとともに、待機児童対策や人口減少対策等に係る補助事業の補助率を嵩上げする国からの財政支援を受ける方針としております。

「保育提供体制確保のための実施計画」を国へ提出し、補助事業の補助率嵩上げの採択を受けるため、こども審議会での承認をお願いしたく、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○財政支援の対象となる事業

就学前教育・保育施設整備交付金

- ・ 保育所整備事業
- ・ 認定こども園整備事業
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 乳児等通園支援事業に係る整備事業

○負担割合

採択なし（補助率嵩上げなし）

- ・ 国 2分の1
- ・ 飯塚市 4分の1
- ・ 事業者 4分の1

採択あり（補助率嵩上げあり）

- ・ 国 3分の2
- ・ 飯塚市 1 2分の1
- ・ 事業者 4分の1

公立保育施設における医療的ケア児受入れの検討

【審議内容】医療的ケアが必要な児童から保育の申込があった場合に、提出書類及び体験保育の結果を踏まえ、受入れ可能性を検討する。

【委員構成】委員数7名程度

子ども審議会：会長及び副会長

専門委員：主治医(保育申込児童のかかりつけ医)
市職員(保育課保育指導担当主幹補・
穂波東保育所長・子ども家庭課母子保健係長・
社会・障がい者福祉課自立支援係長)

公立保育施設の外部評価委員会

【審議内容】公立保育施設を訪問し、保育状況の見学・施設長との面談を行い、「評価基準表」に基づく評価と施設長への総評の通知等を行う。

【委員構成】委員数2名程度

子ども審議会：会長及び委員

苦情解決のための第三者委員会

【審議内容】保護者から公立保育施設に対して苦情申立てが出された際に、聞き取り等により解決を図る。

【委員構成】委員数3名程度

子ども審議会：会長及び委員

専門委員：市職員(保育課保育指導担当主幹補)

子育て支援センター業務事業者選定

【審議内容】子育て支援の拠点となる子育て支援センター運営業務の委託事業者をプロポーザル方式により選定する。

【委員構成】委員数6名程度

子ども審議会：委員2名

専門委員：市職員4名

令和7年度子ども審議会より抽出したテーマ

【審議内容】自殺対策・子ども(小学生や中学生など)の居場所づくり・相談できる場所づくり など

【委員構成】各審議内容に応じて設定

その他

【審議内容】令和8年度子ども審議会で審議が必要と判断された事項 など

【委員構成】各審議内容に応じて設定

飯塚市子ども審議会条例第7条により、専門部会を設置できることされている。専門部会に関する規定については、以下のとおり。

- ・審議会委員のほか専門委員を置くことができる。
- ・部会長及び副部会長を置く。
- ・専門部会の委員数は、10人以内。

飯塚市子ども審議会 専門部会 委員名簿

(飯塚市立保育所及び認定子ども園における医療的ケア児受入の検討)

委員

No	氏名	所属機関等	備考
1	垂見 直樹	近畿大学九州短期大学保育科教授	飯塚市子ども審議会 会長
2	田中 祥一郎	一般社団法人飯塚医師会	飯塚市子ども審議会 副会長
3	主治医	主治医	飯塚市子ども審議会 専門委員
4	梅田 利枝	飯塚市子ども未来部保育課 保育指導担当主幹補	飯塚市子ども審議会 専門委員
5	大谷 小夜子	飯塚市子ども未来部保育課 穂波東保育所長	飯塚市子ども審議会 専門委員
6	梶原 里佳	飯塚市子ども未来部子ども家庭課 母子保健係長	飯塚市子ども審議会 専門委員
7	森 昭紀	飯塚市福祉部社会・障がい者福祉課 自立支援係長	飯塚市子ども審議会 専門委員

事務局

1	宮本 敏行	飯塚市子ども未来部保育課長	
2	柴田 麗子	飯塚市子ども未来部保育課 保育・子ども園係長	
3	森 周一	飯塚市子ども未来部子ども政策課長	
4	大里 淳子	飯塚市子ども未来部子ども政策課 子ども政策係長	

○内容

医療的ケアが必要な児童の保護者から穂波東保育所での保育実施の申込があった場合に、提出書類及び体験保育の結果を踏まえ受入れの可能性を検討する。

飯塚市子ども審議会 専門部会 委員名簿

(飯塚市立保育所及び認定子ども園の外部評価委員会)

委員

No	氏名	所属機関等	備考
1	垂見 直樹	近畿大学九州短期大学保育科教授	飯塚市子ども審議会 会長
2	小池 千津子	飯塚市民生委員児童委員協議会	飯塚市子ども審議会 委員

事務局

1	宮本 敏行	飯塚市子ども未来部保育課長	
2	柴田 麗子	飯塚市子ども未来部保育課 保育・子ども園係長	
3	梅田 利枝	飯塚市子ども未来部保育課 保育指導担当主幹補	
4	森 周一	飯塚市子ども未来部子ども政策課長	
5	大里 淳子	飯塚市子ども未来部子ども政策課 子ども政策係長	

○内容

2月の終わりに、公立5園に赴き、保育の状況を見学し施設長と面談を行った後、「評価基準表」に基づいて評価した結果を、総評として施設へ通知する。
その内容は、飯塚市子ども審議会の記録としてHPにて公表する。

○根拠法令

○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
平成二十四年十月十二日 福岡県条例第五十六号
(業務の質の評価等)

第五十一条 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
2 保育所は、定期的な外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
(平二七条例八・全改)

○児童福祉法

(昭和二十二年十二月十二日)(法律第百六十四号)

第三十九条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定子ども園を除く。)とする。

② 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

(平二四法六七・全改)

飯塚市子ども審議会 専門部会 委員名簿

(飯塚市立保育所及び認定子ども園における苦情解決のための第三者委員会)

委員

No	氏名	所属機関等	備考
1	垂見 直樹	近畿大学九州短期大学保育科教授	飯塚市子ども審議会 会長
2	小池 千津子	飯塚市民生委員児童委員協議会	飯塚市子ども審議会 委員
3	梅田 利枝	飯塚市子ども未来部保育課 保育指導担当主幹補	飯塚市子ども審議会 専門委員

事務局

1	宮本 敏行	飯塚市子ども未来部保育課長	
2	柴田 麗子	飯塚市子ども未来部保育課 保育・子ども園係長	
3	森 周一	飯塚市子ども未来部子ども政策課長	
4	大里 淳子	飯塚市子ども未来部子ども政策課 子ども政策係長	

○内容

保護者から苦情の申し立てがあった場合に、双方への聞き取りを行い解決に導く。

※過去実績なし

○根拠法令

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成二十六年四月三十日)(内閣府令第三十九号)
(苦情解決)

第三十条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(令元内府令八・一部改正)

飯塚市子ども審議会 専門部会 委員名簿

(子育て支援センター業務受託事業者選定委員会)

委員

No	氏名	所属機関等	備考
1	小池 千津子	飯塚市民生委員児童委員協議会	飯塚市子ども審議会 委員
2	名武 工枝	特定非営利活動法人子どもと文化のひろ	飯塚市子ども審議会 委員
3	林 利恵	飯塚市役所 子ども未来部長	飯塚市子ども審議会 専門委員
4	上田 洋平	飯塚市役所 行政経営部行政管理課	飯塚市子ども審議会 専門委員
5	太田 美陽	飯塚市役所 市民協働部まちづくり推進課	飯塚市子ども審議会 専門委員
6	吉原 明美	飯塚市役所 総務部企画政策室	飯塚市子ども審議会 専門委員

事務局

1	野見山 真理	飯塚市子ども未来部子ども家庭課長	
2	井上 亜紀子	飯塚市子ども未来部子ども家庭課 母子保健総務係長	
3	森 周一	飯塚市子ども未来部子ども政策課長	
4	大里 淳子	飯塚市子ども未来部子ども政策課 子ども政策係長	

○内容

子育て支援センター(筑穂・穂波・庄内・穎田)の運営を実施する事業者を
プロポーザル方式で選定する。